

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	関東財務局長						
【提出日】	平成26年6月2日						
【会社名】	大王製紙株式会社						
【英訳名】	Daio Paper Corporation						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐光 正義						
【本店の所在の場所】	愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。)						
【電話番号】	該当事項はありません。						
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。						
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲2丁目7番2号						
【電話番号】	(03)6895-1025						
【事務連絡者氏名】	専務取締役 阿達 敏洋						
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table border="0"> <tr> <td>その他の者に対する割当</td> <td>4,853,967,300円</td> </tr> <tr> <td>一般募集</td> <td>15,402,660,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>2,409,771,000円</td> </tr> </table>	その他の者に対する割当	4,853,967,300円	一般募集	15,402,660,000円	オーバーアロットメントによる売出し	2,409,771,000円
その他の者に対する割当	4,853,967,300円						
一般募集	15,402,660,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	2,409,771,000円						
	<p>(注) 1 その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年5月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>2 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年5月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>3 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年5月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>						

## 【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集(一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。)及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

## 【縦覧に供する場所】

大王製紙株式会社東京本社  
(東京都中央区八重洲2丁目7番2号)  
大王製紙株式会社大阪支店  
(大阪市中央区備後町4丁目1番3号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	18,230,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 平成26年6月2日(月)開催の取締役会決議によります。

- 2 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、一般募集による新株式発行(以下、「一般募集」という。)14,000,000株及びその他の者に対する割当(以下、「その他の者に対する割当」という。)4,230,000株の合計であります。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、2,100,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、平成26年6月2日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,100,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成26年6月10日（火）から平成26年6月16日（月）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け（一般募集）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	4,230,000株	4,853,967,300	2,426,983,650
一般募集	14,000,000株	15,402,660,000	7,701,330,000
計（総発行株式）	18,230,000株	20,256,627,300	10,128,313,650

（注）1 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照下さい。

2 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年5月23日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### （2）【募集の条件】（一般募集）

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	未定 （注）1	1,000株	自 平成26年6月17日（火） 至 平成26年6月18日（水） （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年6月23日（月） （注）3

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成26年6月10日（火）から平成26年6月16日（月）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より1株当たりの払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、一般募集の資本組入額の総額を一般募集の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト

( [ URL ] <http://www.daio-paper.co.jp/ir/news/index.html> ) ( 以下、「新聞等」という。 ) において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年6月9日(月)から平成26年6月16日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年6月10日(火)から平成26年6月16日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年6月10日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年6月11日(水) 至 平成26年6月12日(木)」、払込期日は「平成26年6月17日(火)」

発行価格等決定日が平成26年6月11日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年6月12日(木) 至 平成26年6月13日(金)」、払込期日は「平成26年6月18日(水)」

発行価格等決定日が平成26年6月12日(木)の場合、申込期間は「自 平成26年6月13日(金) 至 平成26年6月16日(月)」、払込期日は「平成26年6月19日(木)」

発行価格等決定日が平成26年6月13日(金)の場合、申込期間は「自 平成26年6月16日(月) 至 平成26年6月17日(火)」、払込期日は「平成26年6月20日(金)」

発行価格等決定日が平成26年6月16日(月)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 4 一般募集の共同主幹事会社兼共同ブックランナーは、大和証券株式会社(事務幹事会社)及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「共同主幹事会社」と総称する。)であります。
- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(一般募集)へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年6月10日(火)の場合、受渡期日は「平成26年6月18日(水)」

発行価格等決定日が平成26年6月11日(水)の場合、受渡期日は「平成26年6月19日(木)」

発行価格等決定日が平成26年6月12日(木)の場合、受渡期日は「平成26年6月20日(金)」

発行価格等決定日が平成26年6月13日(金)の場合、受渡期日は「平成26年6月23日(月)」

発行価格等決定日が平成26年6月16日(月)の場合、受渡期日は「平成26年6月24日(火)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## (3) 【申込取扱場所】(一般募集)

後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

## (4) 【払込取扱場所】(一般募集)

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## (5) 【募集の条件】(その他の者に対する割当)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	1,000株	自平成26年6月17日(火) 至平成26年6月18日(水) (注)1	該当事項はありません。	平成26年6月23日(月) (注)1

(注)1 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2)募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一といたします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

- 2 全株式を北越紀州製紙株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとします。

## (6) 【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
大王製紙株式会社東京本社	東京都中央区八重洲2丁目7番2号

## (7) 【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

## 3【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	9,100,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所(一般募集)へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	4,900,000株	
計		14,000,000株	

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
20,256,627,300	121,000,000	20,135,627,300

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集及びその他の者に対する割当に係るそれぞれの合計額であります。
- 2 一般募集の引受手数料は支払われなため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の計)は、平成26年5月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額20,135,627,300円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限2,300,399,000円と合わせた手取概算額合計上限22,436,026,300円について、11,206百万円を平成26年7月から平成29年6月末までに当社子会社であるエリエールプロダクト株式会社及び大王(南通)生活用品有限公司への投融資資金に、4,270百万円を平成26年6月から平成28年1月末までに当社可児工場のティシュー生産設備の拡充を目的とした設備投資資金に、残額を平成27年12月17日に償還予定の第16回無担保普通社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

当社からの投融資資金のうち、エリエールプロダクト株式会社は6,186百万円を平成26年8月から平成29年1月末までにフェミニンケア用品、ベビー用紙おむつ及び大人用紙おむつを生産するための新工場の設立資金の一部に、大王(南通)生活用品有限公司は5,020百万円を平成26年7月から平成29年6月末までにベビー用紙おむつの加工能力拡充を目的とした設備投資資金に充当する予定です。

また、上記手取金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書(第102期)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成26年6月2日)現在(ただし、既支払額については平成26年5月31日現在)、以下のとおりであります。

会社名 事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
いわき大王製紙 株式会社 (福島県いわき市)	紙・板紙	生産設備の 改造・移設	11,558	3,712	借入金 及び補助金 (注)2	平成24年12月	平成26年10月	段ボール原紙 12,000 t / 月
当社可児工場 (岐阜県可児市)	ホーム& パーソナルケア	生産設備の 増設	4,270		増資資金	平成26年6月	平成27年10月	ティシュー 2,200 t / 月
エリエール プロダクト株式会社 いわき工場 (福島県いわき市)	ホーム& パーソナルケア	新工場の 設立	8,787		当社からの 投融資資金 及び補助金 (注)3、4	平成26年8月	平成28年10月	(注)5
大王(南通) 生活用品有限公司 (中国江蘇省南通市)	ホーム& パーソナルケア	生産設備の 増設	5,020		当社からの 投融資資金 (注)3	平成26年7月	平成29年3月	ベビー用 紙おむつ 24,000千枚 / 月
計			29,635	3,712				

(注)1 上記金額には、消費税等は含まれていません。

2 補助金とは、福島県より交付が見込まれるふくしま産業復興企業立地補助金であります。

3 当社からの投融資資金については、今回の増資資金より投融資を行います。

4 補助金とは、経済産業省より交付が見込まれる津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金であります。

5 新工場(福島県いわき市)の生産能力については、フェミニンケア用品を16,000千枚 / 月、ベビー用紙おむつ30,000千枚 / 月及び大人用紙おむつ17,000千枚 / 月を計画しております。



## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	2,100,000株	2,409,771,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、2,100,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.daio-paper.co.jp/ir/news/index.html>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3 売出価額の総額は、平成26年5月23日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成26年 6月17日(火) 至 平成26年 6月18日(水) (注) 1	1,000株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社 及びその委託販売 先金融商品取引業 者の本店及び国内 各支店		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件（一般募集）」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件（一般募集）」における株式の受渡期日と同一といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、2,100,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成26年6月2日（月）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,100,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を平成26年7月16日（水）を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年7月11日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われな場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、安定操作取引及びシンジケートカバー取引に関して、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行います。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年6月10日(火)の場合、「平成26年6月13日(金)から平成26年7月11日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年6月11日(水)の場合、「平成26年6月14日(土)から平成26年7月11日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年6月12日(木)の場合、「平成26年6月17日(火)から平成26年7月11日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年6月13日(金)の場合、「平成26年6月18日(水)から平成26年7月11日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年6月16日(月)の場合、「平成26年6月19日(木)から平成26年7月11日(金)までの間」

となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、割当予定先である北越紀州製紙株式会社は、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。なお、北越紀州製紙株式会社の当社株式の保有方針については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」をご参照下さい。

また、当社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、その他の者に対する割当、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

## 3 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成26年6月2日(月)開催の取締役会において北越紀州製紙株式会社を割当先とする当社普通株式4,230,000株の第三者割当増資(その他の者に対する割当)を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、引き続き北越紀州製紙株式会社との持分法適用関係を維持するためにその他の者に対する割当を行うものであります。その他の者に対する割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮にその他の者に対する割当が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、北越紀州製紙株式会社を割当先とするその他の者に対する割当も中止いたします。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

(平成26年3月31日現在)

a. 割当予定先の概要	名称	北越紀州製紙株式会社		
	本店の所在地	新潟県長岡市西藏王三丁目5番1号		
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第175期 (自平成24年4月1日至 平成25年3月31日)	平成25年6月25日 関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第176期第1四半期 (自平成25年4月1日至 平成25年6月30日)	平成25年8月14日 関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第176期第2四半期 (自平成25年7月1日至 平成25年9月30日)	平成25年11月14日 関東財務局長に提出	
四半期報告書 事業年度 第176期第3四半期 (自平成25年10月1日至 平成25年12月31日)		平成26年2月14日 関東財務局長に提出		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当 予定先の株式の数	4,286,900株	
		割当予定先が保有している 提出者の株式の数	27,487,808株(10,000株の間接保有分含む。)	
	人事関係	平成25年6月27日より、割当予定先の執行役員1名が 当社の社外取締役を兼務しております。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等の関係	平成24年11月に、割当予定先と当社は、総合技術提携 基本契約を締結し、両社の更なる企業価値向上に取り 組んでいます。		
c. 割当予定先の選定理由	<p>割当予定先と当社は、我が国の紙パルプ産業の健全な発展を目指すとの共通認識の下、平成18年以来、技術提携関係にあり、成果を上げてきました。割当予定先は、平成24年8月に、当社の総議決権数の22.29%(間接保有分を含む。)を保有する筆頭株主となり、当社は割当予定先の持分法適用会社となりました。割当予定先は、平成26年3月31日現在、当社の総議決権数の22.15%(間接保有分を含む。)を保有しております。一方、当社は、平成26年3月31日現在、割当予定先の総議決権数の2.28%を保有しております。</p> <p>また、従来からの両社の提携関係を一層強固なものとし、提携範囲の拡大や内容の深化、発展的な課題への取り組み等を両社が共同して進めていくことにより、両社が共に発展して企業価値を向上させるため、平成24年11月に総合技術提携基本契約を締結し、当該提携の更なる効果発現に取り組んでおります。</p> <p>以上のような両社間相互の株式所有関係及び総合技術提携関係に照らして、引き続き割当予定先との持分法適用関係を維持することが当社グループの企業価値向上に資するものと考え、その他の者に対する割当の割当予定先といたしました。</p>			

d . 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 4,230,000株
e . 株券等の保有方針	<p>割当予定先は、当社との総合技術提携をより一層深化させるために割当予定先が保有する株式及びその他の者に対する割当により取得する株式を中長期的に保有する方針であることを、本有価証券届出書提出日(平成26年6月2日)現在、当社は確認しています。</p> <p>当社は割当予定先との間において、払込期日より2年間、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することにつき、確約書を締結する予定です。</p> <p>なお、割当予定先は、共同主幹事会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(ロックアップ期間)中は、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わないことに合意しております。</p>
f . 払込みに要する資金等の状況	<p>当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が提出した四半期報告書(第176期第3四半期)により、割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。</p>
g . 割当予定先の実態	<p>割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。</p> <p>また、割当予定先の主要株主である三菱商事株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、三菱商事株式会社がこれらの取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、これらの取引所のホームページにて確認することにより、当社は、三菱商事株式会社が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。</p>

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

したがって、当該その他の者に対する割当の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、その他の者に対する割当の払込金額は会社法に定める特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成26年6月2日(月)開催の取締役会において、監査役5名全員(うち社外監査役3名)が適法である旨意見を表明しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

その他の者に対する割当により発行される株式数は4,230,000株（議決権の数4,230個）であり、平成26年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数129,018,785株に対する割合は3.28%（平成26年3月31日現在の総議決権数124,079個に対する割合は3.41%）に相当するものであります。なお、一般募集並びにその他の者に対する割当及び本件第三者割当増資により発行される合計株式数は最大20,330,000株（議決権の数最大20,330個）であり、平成26年3月31日現在の当社の発行済株式総数129,018,785株に対する割合は最大15.76%（平成26年3月31日現在の総議決権数124,079個に対する割合は最大16.38%）に相当するものであります。これにより、株式の希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、当社グループの成長分野への設備投資資金の一部及び社債の償還資金の一部に充当する予定であります。したがって、中長期的な観点から当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、資金使途につきましては、前記「第1募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照下さい。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
北越紀州製紙株式会社	新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号	27,477,808	22.14	31,707,808	21.96
株式会社伊予銀行 (常任代理人 資産管理 サービス信託銀行株式 会社)	愛媛県松山市南堀端町1番地 (東京都中央区晴海一丁目8 番12号)	6,109,998	4.92	6,109,998	4.23
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町二丁目1 番地	5,978,947	4.82	5,978,947	4.14
愛媛製紙株式会社	愛媛県四国中央市村松町370 番地	5,331,335	4.30	5,331,335	3.69
大王海運株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町 7番35号	4,701,539	3.79	4,701,539	3.26
カミ商事株式会社	愛媛県四国中央市三島宮川一 丁目2番27号	4,700,109	3.79	4,700,109	3.25
特種東海製紙株式会社	静岡県島田市向島町4379番地	3,871,000	3.12	3,871,000	2.68
兵庫製紙株式会社	兵庫県姫路市豊富町豊富2288 番地	3,263,630	2.63	3,263,630	2.26
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	2,857,000	2.30	2,857,000	1.98
兵庫パルプ工業株式会社	兵庫県丹波市山南町谷川858 番地	2,752,280	2.22	2,752,280	1.91
計	-	67,043,646	54.03	71,273,646	49.35

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成26年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年3月31日現在の所有株式数及び総議決権数に一般募集及びその他の者に対する割当による増加分を加味し、本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間( 1 ))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り( 2 )又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ( 3 )の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り( 2 )に係る有価証券の借入れ( 3 )の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
  - 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年6月3日(火)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年6月10日(火)から平成26年6月16日(月)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
  - 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
    - ・先物取引
    - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
    - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
  - 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

- 2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト( [URL] <http://www.daio-paper.co.jp/ir/news/index.html> ) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。



- ・ 第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

## [ 株価情報等 ]

### 1 【 株価、P E R 及び株式売買高の推移 】

平成23年5月30日から平成26年5月23日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・ 株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。  
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。  
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。

- 2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益(連結)}}$$

- ・ 平成23年5月30日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書(平成24年5月17日付訂正報告書により訂正済み。)の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。
- ・ 平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。
- ・ 平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・ 平成26年4月1日から平成26年5月23日については、平成26年3月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

(平成23年3月期及び平成24年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E R はマイナスとなっております。)

### 2 【 大量保有報告書等の提出状況 】

平成25年12月2日から平成26年5月27日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第102期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第103期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月12日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第103期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月11日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第103期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月10日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年6月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年6月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月12日に関東財務局長に提出

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記5臨時報告書の訂正報告書）を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

#### 8【訂正報告書】

訂正報告書（上記1有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年5月8日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」と総称する。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年6月2日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、変更及び追加がありました。

下記の「1 対処すべき課題」は、有価証券報告書等における「対処すべき課題」に、有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年6月2日）までに生じた変更及び追加を反映し、その全体を一括して記載したものであります。

また、下記の「2 事業等のリスク」は、有価証券報告書等における「事業等のリスク」に、有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年6月2日）までに生じた変更及び追加を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_野で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「1 対処すべき課題」及び「2 事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年6月2日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 1 対処すべき課題

平成24年9月に公表いたしました平成26年度を最終年度とする中期事業計画の経営目標達成に向け、グループ一体となった取り組みを進めております。

現在推進中の重点取り組み事項は以下のとおりであります。

#### （グループ共通施策）

##### コンプライアンス体制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、元会長による当社の連結子会社からの多額の借入れ、及び過年度の有価証券報告書等の訂正等に関し、東京証券取引所に対し、平成23年12月29日付で改善報告書を提出し、さらに、平成24年5月25日付で改善報告書の修正版を提出いたしました。平成25年3月期において当社は、これらの改善報告書に記載しました改善措置の実進を進め、平成24年7月12日付及び平成25年1月28日付で改善状況報告書を東京証券取引所に提出しております。

また、平成25年2月に、北越紀州製紙株式会社から当社に対して指摘のあった事項につきましても、外部の専門家を含めた企業統治改革委員会からの委嘱という形で二つの外部委員会による検証を実施した結果、重要なコンプライアンス違反や投資判断に影響を及ぼす事象は確認されませんでした。

なお、平成26年4月24日、当社の連結子会社である大王パッケージ株式会社は、公正取引委員会より、段ボールシート及び段ボールケースの取引に関して独占禁止法に基づく排除措置命令（案）及び課徴金納付命令（案）に係る事前通知書を受領いたしました。

当社グループといたしましては、経営の健全性と透明性を高め、全てのステークホルダーの皆様との信頼関係構築に努めてまいりました。一方で、かかる事実を厳粛に受け止め、全社的なコンプライアンス体制の一層の強化に取り組んでまいります。

##### 組織統合・業務改革による事業の強化と収益改善

当社は経営基盤の再構築を進めていくうえで、管理スパンの拡大、スタッフ部門の統廃合等の組織見直し・業務改革を進めることにより業務効率を高めております。また、平成25年4月1日付で段ボール会社・販売会社等の子会社27社を8社に、平成26年4月1日付で印刷会社の子会社4社を1社に集約し、事業を強化するとともに、販売体制強化による売上・利益の拡大、組織見直しによる省力化及び固定費削減等の収益改善を進めてまいります。

##### 財務体質の改善

経営基盤の再構築と成長戦略による利益拡大に加えて、資産売却、原材料・製品・商品等の棚卸資産の圧縮、売上債権の圧縮により、有利子負債の削減を進めております。

併せて、平成25年11月から平成26年6月にかけて、国内連結子会社に対してキャッシュ・マネジメント・システム（以下、「CMS」という。）を順次導入し運用を開始しております。このCMSの導入により、国内連結子会社の銀行口座の資金移動を管理できるようになり、資金面でのガバナンス強化を図るとともに、グループの資金運用効率を向上させることで、更に有利子負債削減を進めてまいります。

#### （事業別施策）

##### 徹底したコストダウンと品種シフトによる洋紙事業の収益改善

当社の基幹工場である三島工場におけるクラフトパルプの増産・改造工事を完了させ、国内屈指のパルプ生産性を実現するとともに、チップ歩留向上、電力・蒸気・漂白薬品・燃料の使用量低減を図りました。

また、南米・豪州等の割合が高い輸入広葉樹チップの調達を東南アジアにシフトし、輸送費低減によるコスト低減を進めるとともに、原燃料の調達見直しにより、更なるコスト削減を進めてまいります。

洋紙需要縮小への対策としてコスト競争力の高い三島工場へ生産をシフトするなど、グループ競争力を極大化するための洋紙生産体制の再構築を進めております。

#### 板紙・段ボール事業の強化

板紙を成長事業と位置付け、可児工場の洋紙マシンをいわき大王製紙株式会社に移設し、段ボール原紙マシンに転抄いたします。これにより、段ボール原紙の主要品種を1工場から供給できる国内唯一の体制を実現し、三島工場と併せた東西両拠点からの安定供給が可能となります。

#### ホーム&パーソナルケア製品事業の収益改善

##### (1) 国内

ホーム&パーソナルケア紙製品事業は、当社がトップシェアを有する分野であります。汎用商品から高付加価値商品へのシフト、在庫削減、価格修正を推進したことで、収益力向上に繋がっております。

加工品事業のうち、市場が拡大している大人用紙おむつは、需要増に伴い販売も順調であるため、生産設備の増強を進めております。同じく海外への輸出が好調なベビー用紙おむつについても、生産設備の増強を進める計画であります。

##### (2) 海外

###### ( ) 中国・東南アジアにおける紙おむつ事業の拡大

高価格帯を中心に紙おむつの需要拡大が続く中国では、当社国内生産工場からの輸出で拡大した販売基盤を背景に、平成24年12月に大王(南通)生活用品有限公司を設立いたしました。平成25年11月より現地生産を開始しており、順調に生産数量を伸長させております。

同様に拡大が続く東南アジア市場におきましては、平成23年12月生産開始のタイのエリエールインターナショナルタイランドCo.,LTDがフル操業を続けており、平成25年6月には生産設備を増強いたしました。タイ国内を始め、周辺のインドネシア・ベトナム・マレーシア等にも輸出販売を広げております。その中で、需要が拡大しているインドネシアでは、現地販売会社PT.エリエールインターナショナルトレーディングインドネシアを平成25年3月に設立し、現地に密着した営業活動を行って販売を伸ばしております。

###### ( ) 輸出販売の強化

平成25年度通期での紙おむつ輸出販売数量は、ロシア・台湾・香港他への輸出が好調であり、全体としては順調に伸長いたしました。アジア以外の国を含む新規輸出国開拓と、ベビー用紙おむつのほか、大人用紙おむつの輸出についても取り組み成果があり、今後も輸出販売を強化してまいります。

## 2 事業等のリスク

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重大な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年6月2日)現在において当社グループが判断したものです。

### (1) 需要・市況変動による影響

当社グループは、紙・板紙事業、ホーム&パーソナルケア事業及びその他の事業を行っておりますが、主力製品である紙・板紙製品及び家庭紙製品の需要が大幅に減少した場合や、製品市況が下落した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原燃料価格変動、及び為替相場の変動による影響

当社グループは木材チップ・古紙・薬品・重油・石炭などの原燃料を国内及び海外から購入しており、原燃料価格の変動に加え、外貨建てで取引されている原燃料の調達に関しては為替相場の変動も、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、為替相場変動については海外での販売活動にも影響を与える可能性もあります。

(3) 海外事業による影響

当社グループは成長戦略のひとつとして、ホーム&パーソナルケア事業部が中心となって主に中国・韓国・ロシア・東南アジア等での事業展開に取り組んでおりますが、海外における事業展開には為替相場の変動や現地政府による規制、政治不安等による経済環境の変化等が発生するリスクがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 金利変動による影響

当社グループは有利子負債の削減に取り組んでおりますが、大幅な金利の上昇が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 投資有価証券の価格変動による影響

時価のあるその他有価証券は決算日の市場価格等に基づく時価法により評価するため、決算日の株価によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 災害による影響

当社グループの生産及び物流拠点がある地区において災害が発生した場合には、生産設備の破損、操業の中断や遅延及び復旧費用の発生、物流機能の停止、製品・商品の滅失などにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 訴訟等による影響

当社グループは、各種法令、環境規制及び社会的規範の遵守など、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおりますが、国内外の事業活動において、これら法令等に関連した訴訟等のリスクを負っております。訴訟等の結果によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 財務制限条項の付された借入契約による影響

当社は、シンジケーション方式タームローン契約を締結しておりますが、この契約には各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額や、各年度の決算期における連結損益計算書の経常損益を基準として財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には借入金の返済を求められ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 固定資産の減損会計による影響

当社は、有形固定資産やのれん等の固定資産を保有しておりますが、これらの資産については減損会計を適用し、当該資産から得られる将来キャッシュ・フローによって資産の残存価額を回収できるかどうかを検証しており、減損処理が必要な資産については適切に処理を行っております。しかし、将来の環境変化により将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合には、追加の減損処理により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

大王製紙株式会社東京本社  
(東京都中央区八重洲2丁目7番2号)  
大王製紙株式会社大阪支店  
(大阪府中央区備後町4丁目1番3号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。